

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A県B市所在のC会社D支店に事務職として勤務していた。

請求人によれば、平成○年○月○日、ロール紙の入った約14kgのコンテナ（縦38cm、横42cm、幅20cm）を、床上からの高さ70cm又は130cmの棚から下ろす作業を行っていたところ、腰に強い痛みを感じた（以下「本件事故」という。）という。

請求人は、同年○月○日、E整形外科クリニックに受診し「腰椎椎間板ヘルニア」と診断され、その後、Fクリニック、G病院、H病院にも受診し、加療の結果、平成○年○月○日に治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は請求人に残存する障害の程度は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第12級の12に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は平成○年○月○日付けでこれを棄却したので請求人は再審査請求に及んだが、当審査会は同年○月○日付けでこれを棄却する旨の裁決をした。

請求人は、その後、平成○年○月○日からH病院に受診し「仙腸関節障害、腰

椎椎間板症及び薬物過敏症」(以下「本件傷病」という。)の疾病名で加療し、平成○年○月○日には「薬物過敏症」によりI病院に検査入院し、退院の後、平成○年○月○日からJ病院に通院し加療した。

請求人は、本件傷病は本件事故による傷病が再発したものであるとして、療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、再発とは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

なお、請求人は平成○年○月からK病院に受診し、「仙腸関節障害、腰椎椎間板ヘルニア」と診断されたため、この傷病は本件事故による傷病が再発したとして監督署長に療養補償給付を請求したが、監督署長は再発とは認めず、請求人は審査請求、再審査請求に及んだが、当審査会は、平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の裁決をしている。(以下「前回裁決」という。)

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、本件傷病が本件事故による傷病の再発であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

当審査会では、前回裁決に係る裁決書において、「本件事故と仙腸関節症の医学的因果関係を認める医証はなく、また、そもそも仙腸関節症は、本事案のような外力が加わっただけで起こり得るものではなく、本件事故と仙腸関節症との間に相当因果関係を認める余地はない。」と判断したところである。

請求人は、今般の請求において、平成〇年〇月〇日付けL医師作成の診断書を提出し、再度請求人が発症した仙腸骨関節症の原因は本件事故である旨主張するが、同診断書には、「職場での重量物を下ろす作業で、仙腸関節のズレが生じた可能性は否定できない」旨記載されるも、同時に「本件の症状の発生機序は症状からの推測です」とも記載されており、同診断書の所見をもって、請求人の本件疾病が本件事故に起因するものであるとは判断できない。

- 3 以上のとおりであるので、請求人の本件傷病は再発とは認められず、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。